

【学校において予防すべき感染症の種類】

	疾病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種 疾病により、出席停止期間が異なる	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O157) 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、パラチフス、腸チフス、細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※その他の感染症 伝染性紅斑、手足口病、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、溶連菌感染症、ヘルペス等	条件によっては出席停止になる